Deloitte.
デロイト トーマツ

資料4

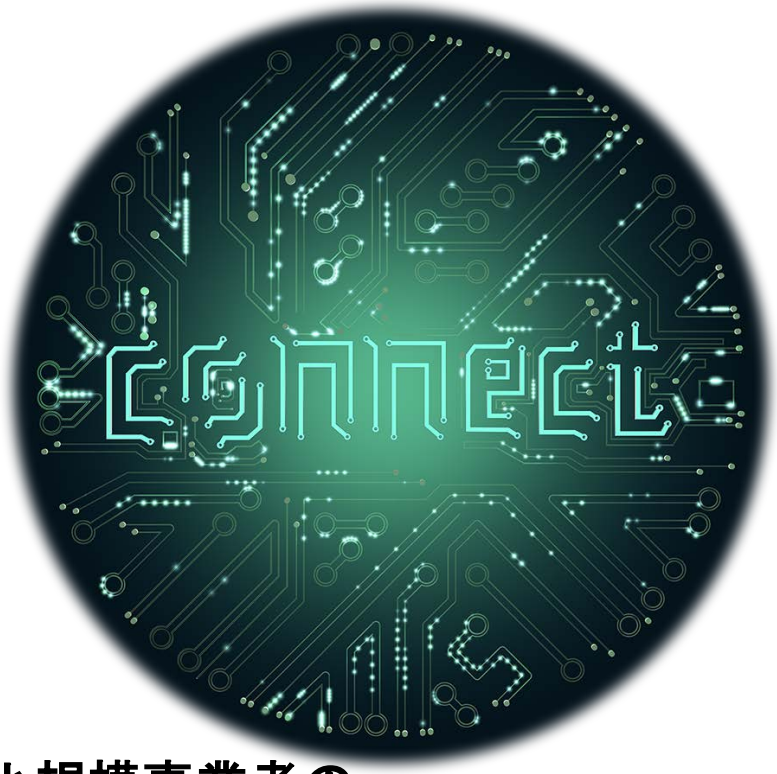

平成30年度「中小企業・小規模事業者のデータ活用及び情報発信サイトのあり方に関する調査研究」

第2回検討会資料

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社
2018年12月14日

Making another half century of Impact
デロイト トーマツ 50周年 次の50年へ
50th Deloitte Tohmatsu

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

アジェンダ

	内容	該当頁
0	■本検討会における意見交換テーマ	• P.3
1	■中小企業事業者データについて	• P.4～9
2	■情報共有ルールのあり方について	• P.10～18
3	■第2回検討会後のスケジュール	• P.19～20

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

0. 本検討会における意見交換テーマ

本検討会において意見交換頂きたいテーマは、以下の通り。

意見交換テーマ（案）

中小企業事業者データの特定

➢ **<u>中小企業事業者データについて</u>**

✓ 委員の皆さま、オブザーバーの皆さまにご意見を頂きながら、中小企業事業者データのデータ項目を特定した。今後は事業者データの共有実現に向けて、本案をベースとして中小企業支援プラットフォームや中小企業事業者データベースを検討・整備していきたいと考えるが、留意すべき点など、ご意見はないか

情報共有ルールの論点確認

➢ **<u>事務局が提示した論点について</u>**

✓ 情報共有における論点の体系について、適切な整理がなされているか

✓ 想定するデータ利活用シーンを踏まえ、更に追加すべき重要な論点はないか

✓ 今後検討していくべき主要論点は何か

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

1. 中小企業事業者データについて

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

1. 中小企業事業者データについて
中小企業事業者データの概要

支援策の申請手続きの利便性向上、事業者データを活用した施策立案の実装のために必要な事業者データ項目を特定し、「中小企業事業者データ」と定義。情報共有ルール整備後、中小企業支援プラットフォームを通じて利活用開始予定。

中小企業事業者データの主な利活用シーンと定義

主な利活用シーン	メリットを受ける主体	利活用するデータの定義
1. ワンスオンリー 各種行政手続きにおいて、一度入力した事業者情報の再利用を可能とする	中小企業 小規模事業者 個人事業主等	• 複数、若しくは単一の行政手続きの中でも幾度も繰り返し記入されているデータ項目
2. リコメンデーション 事業者にとって必要な情報を特定し、直接事業者へ適切な情報を届ける	中小企業 小規模事業者 個人事業主等	• 事業者の個別の事情や状況に応じた支援施策を提供するのに必要なデータ項目
3. データ分析/EBPM等 データ分析/EBPM等に必要な情報（※）をより効率的に取得することを可能とする （※）ただし、支援事業の固有の情報は含まない	中小企業庁 支援機関等	• 支援施策を立案・評価・改善するに当たり、中小企業の経営状況を把握し、政策評価・分析を行う際に必要となるデータ項目

中小企業事業者データ利活用の将来像

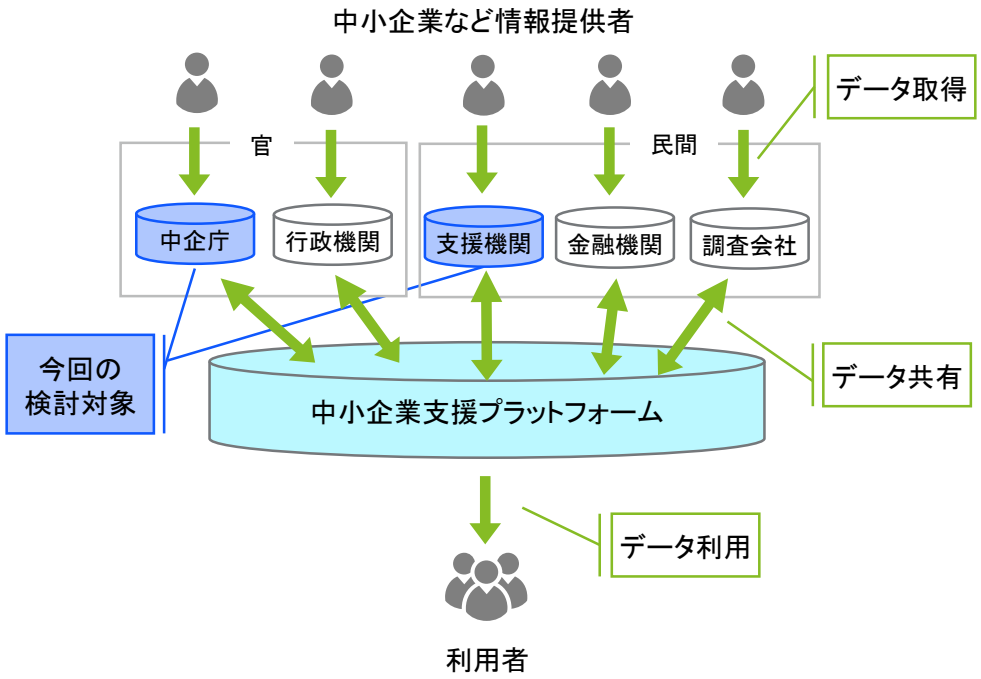

データ利活用のサービスモデル・データ共有範囲に合わせて、情報共有ルールを整備していく必要がある

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

1. 中小企業事業者データについて
中小企業事業者データの特定プロセス

各利活用シーンにおいて利用されるデータを中小企業に関連する情報の棚卸し調査の結果を踏まえて検討。検討したデータ項目について関係者ヒアリングを通じて妥当性の確認を行い、最終的な中小企業事業者データ案を特定。

中小企業事業者データの特定プロセス

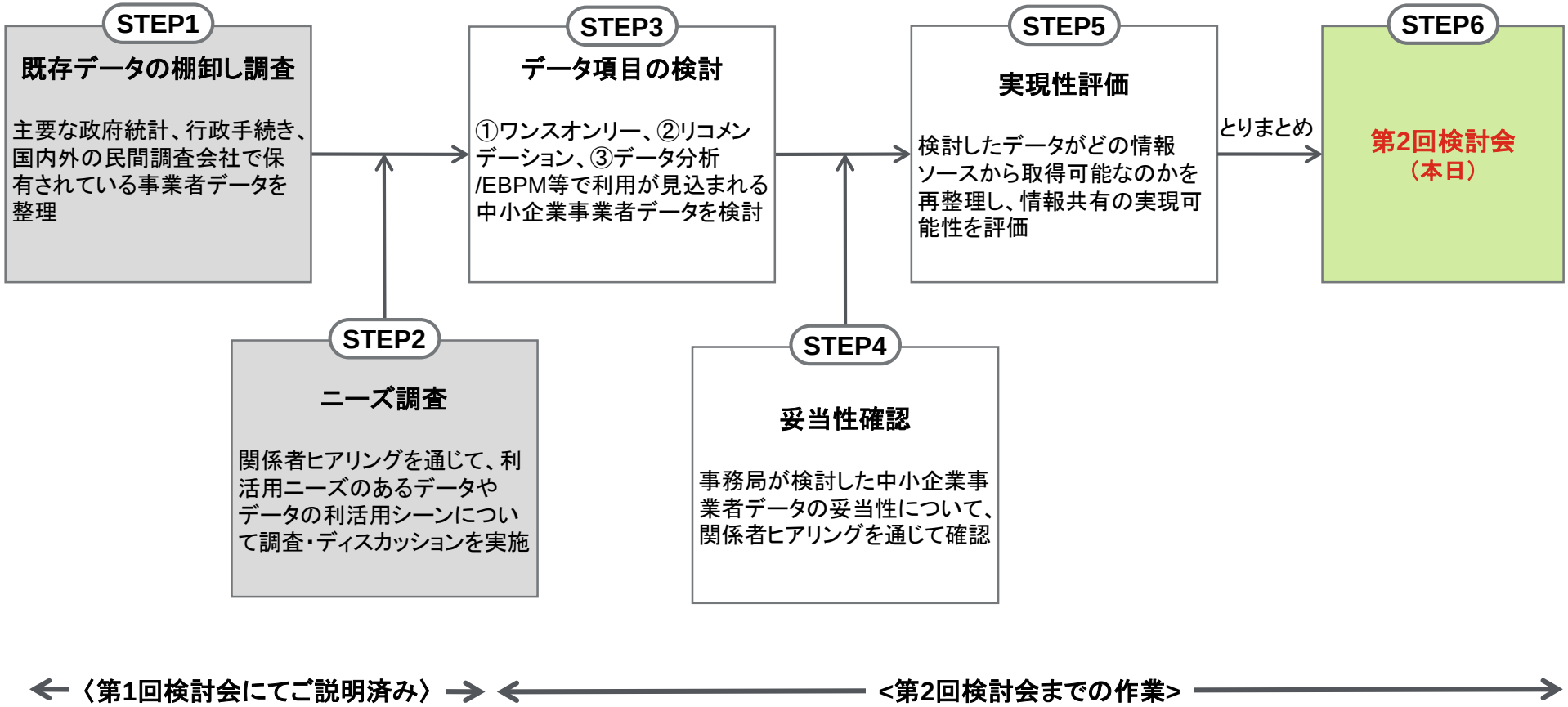

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

1. 中小企業事業者データについて
データ取得・共有の実現可能性の評価

特定されたデータ項目について、想定される情報ソースからその取得・共有の可能性を「A、B、C」の3段階で評価した。

データ取得・共有の実現可能性における3段階評価

評価	概要	ソース(例)
A	■ サイトのあり方検討において、法人認証基盤と中小企業支援プラットフォームにて企業から取得することが既に判明している情報 ■ 経済産業省・中小企業庁が所管しているデータ提供サービスで、共有されることが前提となっている情報	■ 法人インフォ（経済産業省）など
B	■ デスクトップ調査及びアンケート調査の調査対象のうち、中小企業庁及び経済産業省が所管している統計、行政手続き及びデータベースで収集していることが判明している情報	■ 中小企業実態基本調査（中小企業庁） ■ ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業（中小企業庁） ■ 経済センサス（経済産業省） ■ 中小企業知財金融促進事業（特許庁）
C	■ デスクトップ調査及びアンケート調査の調査対象のうち、中小企業庁、経済産業省以外が所管している情報	■ 中小企業庁・経済産業省以外の行政機関や支援機関が提供している各種施策への申請手続きなどから取得した情報 ■ e-tax

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

1. 中小企業事業者データについて
関係機関で共有を目指す「中小企業事業者データ」原案　2018/12時点

中小企業庁及び関係機関を含めて利活用が期待できる事業者データについて、必要となる項目を以下のとおり整理した。
また、財務情報は「中小企業の会計に関する指針」に基づいて選定した。

中小企業事業者データ原案

	利活用目的/説明	具体的な事業者データ項目（案）
事業者向け	① **ワンスオンリー**で利用するデータ	
	現状、複数の行政手続き、あるいは単一の手続きの中でも、幾度も繰り返し記入されているデータ	法人番号、法人名／屋号（漢字・カナ）、本社所在地、業種、設立年月日、法人代表者役職、法人代表者氏名、担当者情報、資本金、売上高、営業利益など
	② **リコメンデーション**で利用するデータ	
	中小企業支援プラットフォームWEBサイト（新ミラサポ）上で、事業者の個別の属性や状況に応じた支援情報を提供するのに必要なデータ	小規模事業者フラグ、企業ライフステージ、政策活用実績、ミラサポ閲覧履歴など
行政・支援機関向け	③ **データ分析/EBPM**で利用するデータ	
	中小企業庁や中小企業・小規模事業者施策に関係する機関などが、中小企業・小規模事業者の実態を把握するのに必要なデータであり、政策評価・分析に用いることができるデータ（その他、上記以外にも利活用を見込めるデータに関しては③に分類する）	貸借対照表項目、損益計算書項目、製造原価明細書項目、販売管理費及び一般管理費の明細、融資、仕入先、協力先、販売先など

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

1. 中小企業事業者データについて
中小企業事業者データに関する意見交換テーマ

中小企業事業者データに関し、本日意見交換頂きたいテーマは、以下の通り。

意見交換テーマ（案）

中小企業事業者データの特定

➢ **中小企業事業者データについて**

✓ 委員の皆さま、オブザーバーの皆さまにご意見を頂きながら、中小企業事業者データのデータ項目を特定した。今後は事業者データの共有実現に向けて、本案をベースとして中小企業支援プラットフォームや中小企業事業者データベースを検討・整備していきたいと考えるが、留意すべき点など、ご意見はないか

情報共有ルールの論点確認

➢ **事務局が提示した論点について**

✓ 情報共有における論点の体系について、適切な整理がなされているか

✓ 想定するデータ利活用シーンを踏まえ、更に追加すべき重要な論点はないか

✓ 今後検討していくべき主要論点は何か

（後述）

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

2. 情報共有ルールのあり方の論点確認

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

2. 情報共有ルールのあり方について
情報共有ルールのあり方の検討方針

本業務においては事業者データ利活用のガイドラインやサービス規約・ルールを検討する際の上位概念である考え方（あり方）を整理する。「考え方」に関わる論点は、既存事例の調査に加え、データ利活用シーンを踏まえ抽出する。

情報共有ルールのあり方の検討ステップ

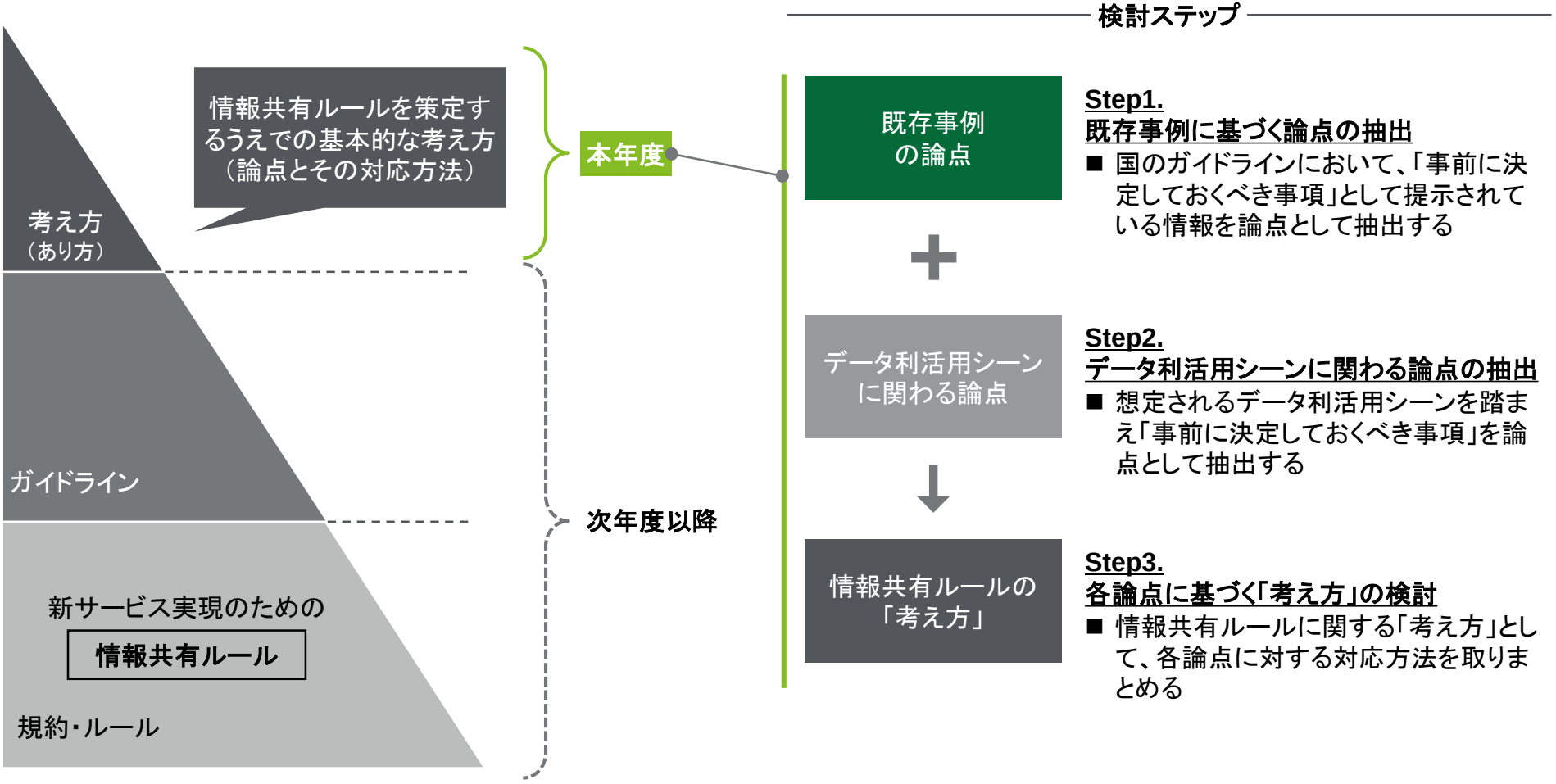

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

2. 情報共有ルールのあり方について
情報共有ルールのあり方の検討方針

既存事例に基づく論点とデータ利活用シーンに関わる論点を抽出したうえで、各論点に対する対応の考え方を検討し、これを情報共有における「考え方」として整理する。

情報共有ルールのあり方の検討アプローチの概要

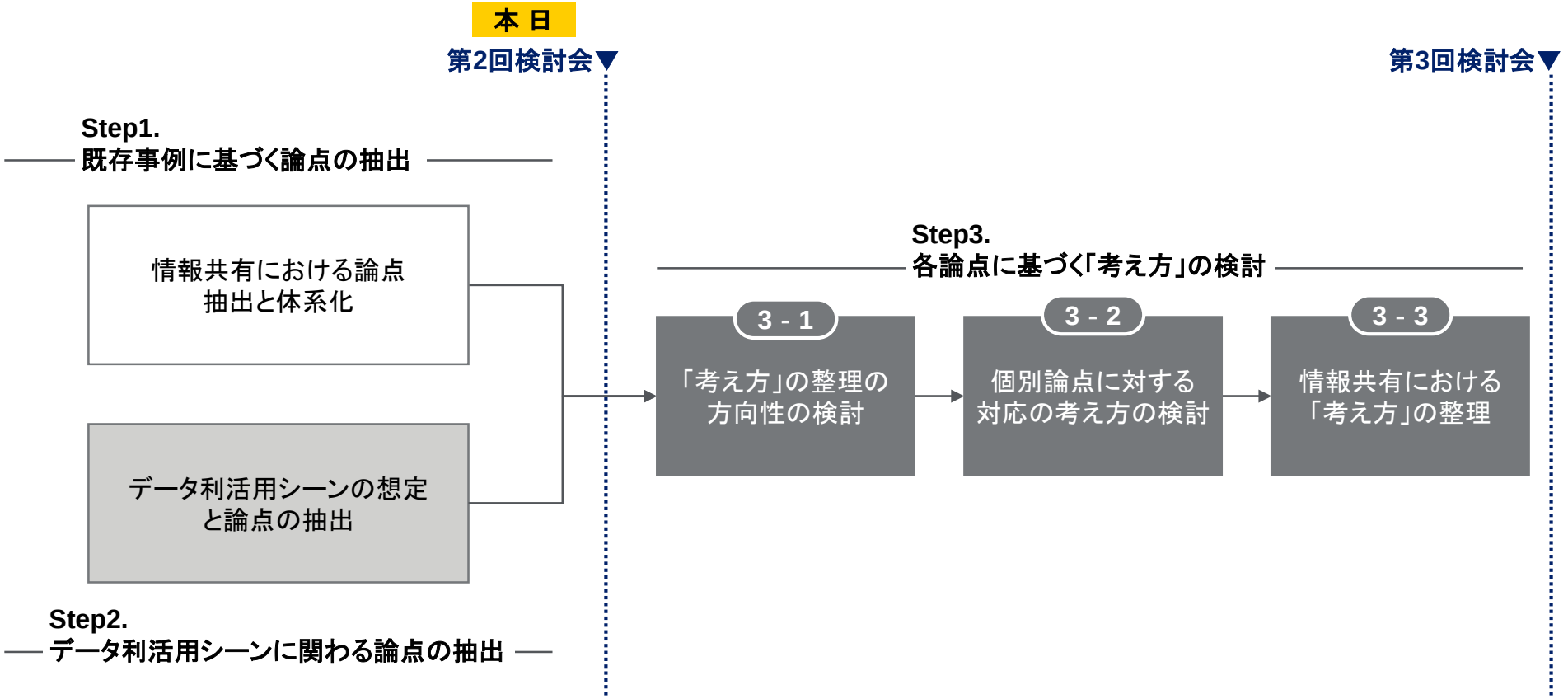

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

2. 情報共有ルールのあり方について
Step1.既存事例に基づく論点の抽出

後述の既存ガイドラインに記載されている情報共有に関する論点には、①法令への対応が求められる事項、②契約において事前に決定しておくべき事項、③運用するために事前に決定する必要のある事項の3種が存在する。

既存ガイドラインにおける論点の種類

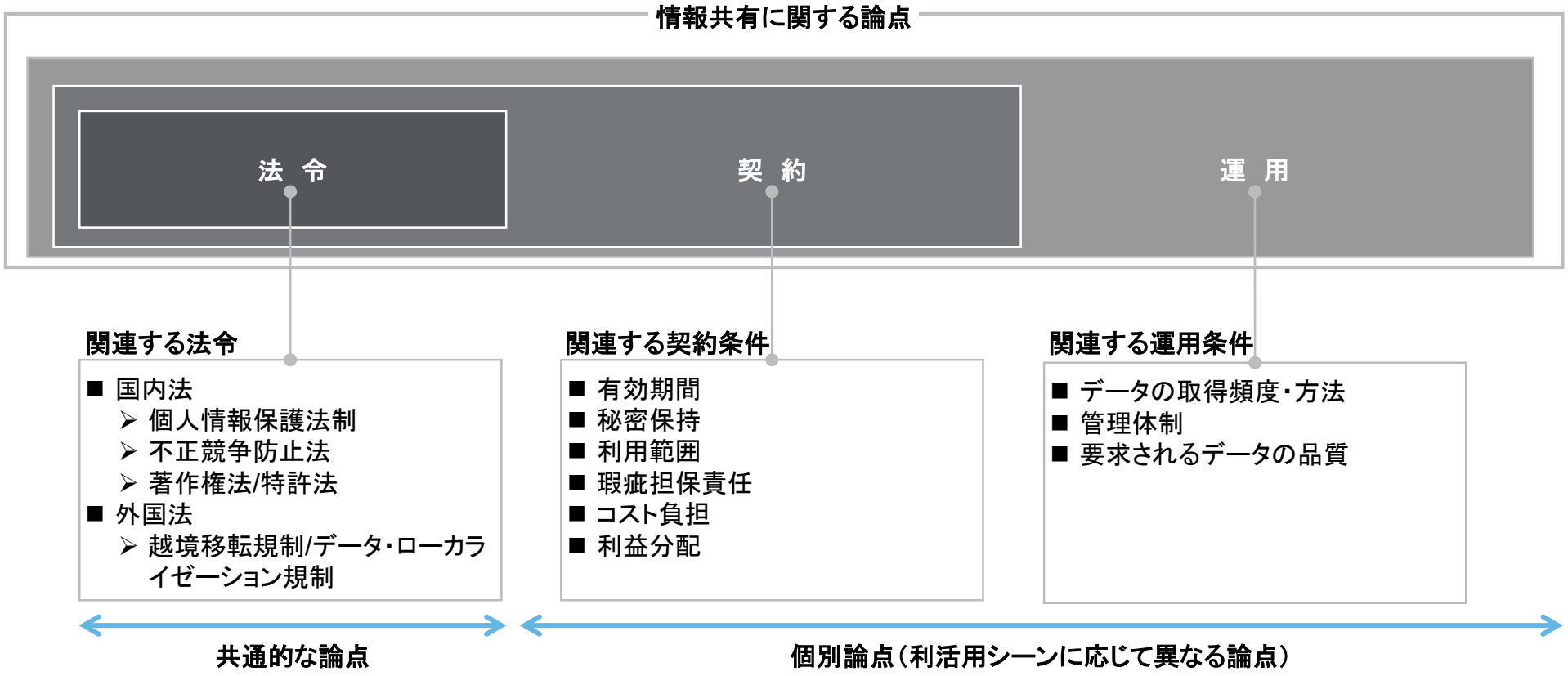

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

2. 情報共有ルールのあり方について
Step1.既存事例に基づく論点の抽出

情報共有における論点の体系化に向けて調査対象としたのは、国の議論の中心となっている①データの利用契約及び②その他利用ルールについて取りまとめた下記の5種のガイドラインなど（以下、既存ガイドライン）である。

調査対象とした既存ガイドライン

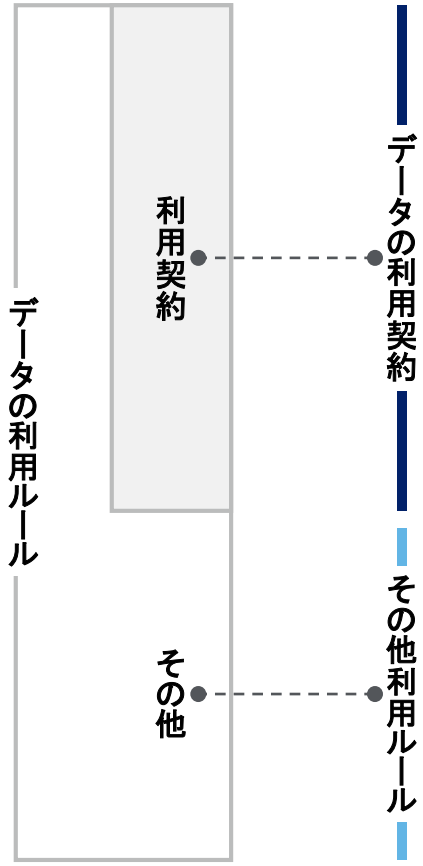

調査対象とした既存ガイドライン

データに関する取引の推進を目的とした契約ガイドライン

- 事業者間の契約合意における労力軽減と予期せぬトラブルの防止を目的としたガイドライン
- データ取引の際の契約における検討ポイントを提示

データの利用権限に関する契約ガイドライン

- 事業者間の取引に関連するデータの利用権限について、契約で適正かつ公平に定めることを目的としたガイドライン
- データ利用権限に関する手法や考え方を提示

AI・データの利用に関する契約ガイドライン

- データ流通や利用において、一般的に契約で定めておくべき事項を整理したガイドライン
- 契約条項例や条項作成時の考慮要素などを提示

オープンデータ基本指針

- 国、地方公共団体、事業者が公共データの公開及び活用に取り組む上での基本指針をまとめたもの

オープンデータガイドライン

- オープンデータの作成・整形・公開に当たっての留意事項などを、「利用ルール」と「技術」の2つの観点からまとめたガイドライン

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

2. 情報共有ルールのあり方について
Step1.既存事例に基づく論点の抽出

論点の一覧は「別紙1」参照のこと

中小企業事業者データに関わるステークホルダーは、データ提供者、プラットフォーム、データ利用者に整理できる。論点は、ステークホルダー間で取り扱う情報共有の一連の流れ（「取得」「管理」「加工」「提供」）にしたがって整理した。

情報共有における論点整理の観点

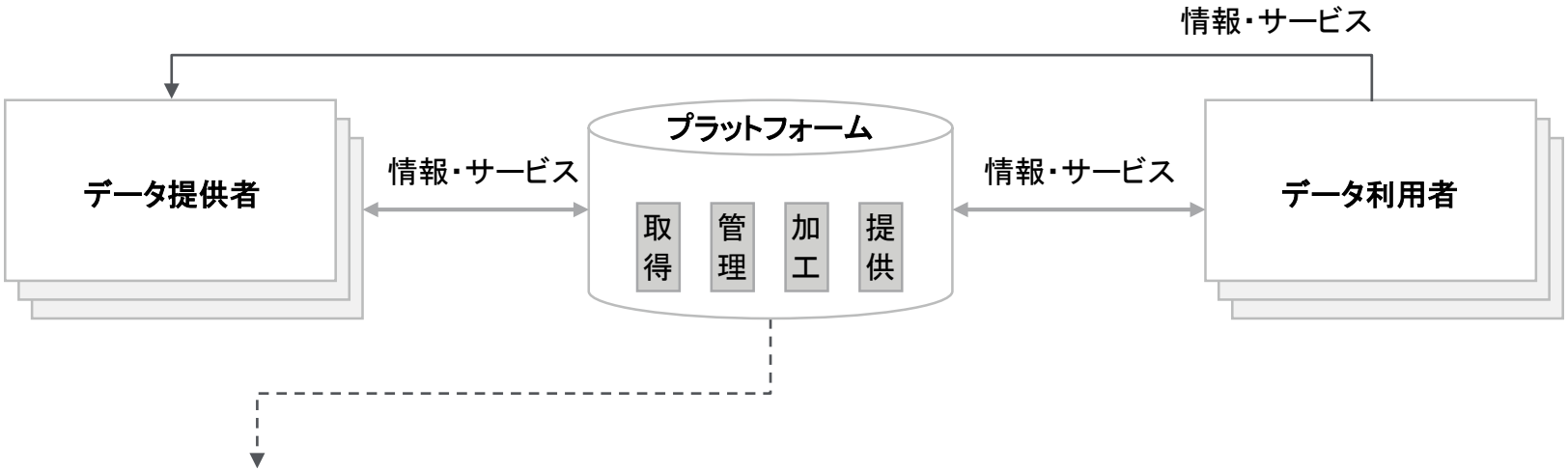

情報共有の一連の流れ	論点整理の観点
取　得	プラットフォームにおけるデータ取得時の論点
管　理	プラットフォームにおいてデータを管理する際の論点
加　工	プラットフォームにおいてデータを加工し二次利用する際の論点
提　供	プラットフォームからデータ利用者にデータを提供する際の論点

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

2. 情報共有ルールのあり方について
Step2.データ利活用シーンに関わる論点の抽出

想定するデータ利活用シーンを踏まえ、更に追加すべき重要な論点について本検討会にてご示唆いただきたい

新たに検討すべき論点を抽出するためには、中小企業事業者データの利活用シーンを具体的に想定する必要がある。そこで、想定する3つのデータ利活用シーンを具体化した。

データ利活用シーンの実現イメージ

データ利活用シーン

1. ワンスオンリー

各種行政手続きにおいて、一度入力した事業者情報の再利用を可能とする

2. リコメンデーション

事業者にとって必要な情報を特定し、直接事業者へ適切な情報を届ける

3. データ分析/EBPM

データ分析/EBPM等に必要な情報（※）をより効率的に取得することを可能とする

（※）ただし、支援事業の固有の情報は含まない

実現イメージ

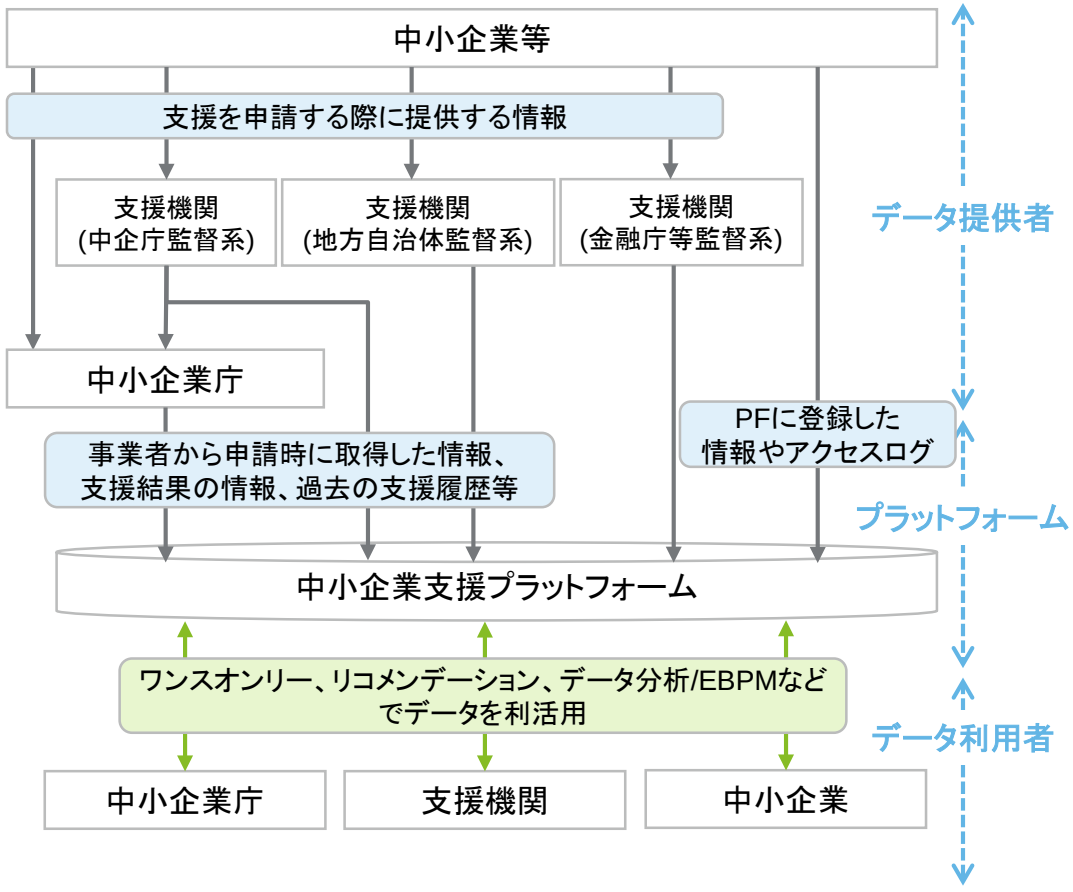

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

2. 情報共有ルールのあり方について
Step3.各論点に基づく「考え方」の検討

「Step3.各論点に基づく考え方の検討」では、想定する3つの利活用シーンを踏まえ、各論点に対応する結論を検討する。
そのうえで、各論点テーマに対する対応の考え方を整理する。

今後の進め方

3 - 1 「考え方」の整理の方向性の検討
- どのような軸で「考え方」を整理するのかを検討する

3 - 2 個別論点に対する対応の考え方の検討
- 想定する3つの利活用シーン（どのデータを誰が保有し、どのように利活用するのか）を踏まえ、各論点テーマの対応の考え方を検討する

3 - 3 情報共有における「考え方」の整理
- 3-1の方向性を踏まえ、各論点テーマに対する対応の考え方を取りまとめる

アウトプットイメージ（現状案）

テーマ	論 点	結 論
ワンスオンリー		
Case1：XXXX		
個人情報保護法制への対応	【取得】取得データに個人情報は含まれるか	個人事業主から取得する情報のうちXXは個人情報となる
	【管理】どの情報を組み合わせると個人情報になるか	組み合わせることによって個人情報になる情報は存在しないと考えられる
	【提供】誰が利用できるか	データを提供した中小企業のみが取り扱える
	…	…
■ **対応の考え方** ➢ 【取得】個人事業主から取得する情報には、個人情報が含まれるため、事前にXXXについて同意を取得する必要がある。取得する際には、XXXに留意することが必要となる。 ➢ 【管理】XXX		
不正競争防止法への対応	….	…
….	….	…
Case2：XXXX		
….	….	…

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

2. 情報共有ルールのあり方について
情報共有ルールのあり方に関する意見交換テーマ

情報共有ルールのあり方について、本日意見交換頂きたいテーマは、以下の通り。

意見交換テーマ（案）

中小企業事業者データの特定

➢ **中小企業事業者データについて**

✓ 委員の皆さま、オブザーバーの皆さまにご意見を頂きながら、中小企業事業者データのデータ項目を特定した。今後は事業者データの共有実現に向けて、本案をベースとして中小企業支援プラットフォームや中小企業事業者データベースを検討・整備していきたいと考えるが、留意すべき点など、ご意見はないか

（前述）

情報共有ルールの論点確認

➢ **事務局が提示した論点について**

✓ 情報共有における論点の体系について、適切な整理がなされているか

✓ 想定するデータ利活用シーンを踏まえ、更に追加すべき重要な論点はないか

✓ 今後検討していくべき主要論点は何か

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

3. 第2回検討会後のスケジュール

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

3. 第2回検討会後のスケジュール

第2回検討会後のスケジュールは、以下の通り。
第3回検討会では、本日議論となった情報共有ルールの主要論点について、集中的に議論する。

第2回検討会後のスケジュール

検討会のテーマ	第1回	第2回	第3回	第4回
中小企業事業者データ	• 中小企業・小規模事業者のデータ利活用に関する調査の概要説明 • 検討課題の整理・議論	• 中小企業事業者データの特定	―	―
情報共有ルールのあり方	―	• 情報共有ルールの論点確認 • 今後検討すべき主要論点の見極め	• 主要論点の集中的な議論	• 情報共有ルールのあり方のとりまとめ • 今後のアクションの確認
	9月28日	12月14日予定	1月中下旬頃予定	2月下旬頃予定

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

Deloitte.
デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームであるデロイト トーマツ合同会社およびそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®　の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitterもご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL（または“Deloitte Global”）はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.

IS 669126 / ISO 27001

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited